

鈴鹿市消防本部告示第1号

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月9日

鈴鹿市消防長 橋本靖彦

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱の一部を改正する告示

応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成6年鈴鹿市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改正後	改正前						
<p>(住民に対する普及講習の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 住民に対する応急手当の導入講習（以下「救命入門コース」という。）の主な普及項目は、胸骨圧迫及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については、<u>別表第3又は別表第3の1</u>のとおりとする。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>救命入門コース <u>(90分コース)</u></p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <p><u>別表第3の1（第4条関係）</u></p> <p>救命入門コース（45分コース）</p> <table border="1"><tr><td>1 到着</td><td>1 胸骨圧迫を救急車が現場</td></tr></table>	略	略	1 到着	1 胸骨圧迫を救急車が現場	<p>(住民に対する普及講習の種類)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 住民に対する応急手当の導入講習（以下「救命入門コース」という。）の主な普及項目は、胸骨圧迫及び自動体外式除細動器（AED）の取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表第3のとおりとする。</p> <p>別表第3（第4条関係）</p> <p>救命入門コース</p> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table> <table border="1"><tr><td>略</td></tr></table>	略	略
略							
略							
1 到着	1 胸骨圧迫を救急車が現場						
略							
略							

目標	<p>到着するのに要する時間程度できる。</p> <p>2 自動体外式除細動器（AED）を使用できる。</p>
2 標準的な実施要領	<p>1 講習については、実習を主体とする。</p> <p>2 訓練用資機材一式に対して受講者は2名以内とすることが望ましい。</p> <p>3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。</p>

項目	細目	時間 (分)
応急手当の重要性	<p>応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む。）等</p>	45
救命に必要 な応急 手当 (主に 成人に 対す	<p>心 胸骨 肺 圧迫 蘇 のみ 生 の心 法 肺蘇 生 (</p>	<p>反応の確認、通報</p> <p>胸骨圧迫要領</p>
	<p>生 (</p>	
	<p>実技) A E A E D の使</p>	

る方 法	Dの 使用 方法	用方法（口 頭又はビデ オ等）
		AEDの実 技要領

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第5条関係）

その1

救命入門コース参加証様式

（表）

<p>救命入門コース参加証</p> <p>氏名</p> <p>上記の者は、救命入門コースに参加したことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>※次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！</p> <p>鈴鹿市消防本部</p>
--

（裏）

 <p>救命入門コース参加証</p> <p>鈴鹿市消防本部</p>
--

参加証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。


その2

救命入門コース参加証様式

(表)

<h1>救命入門コース 参加証</h1>				
				
<small>心停止の予防 早期認識と通報 一次救命処置 二次救命処置</small>				
受講日	年	月	日	氏名
次は、普通救命講習にチャレンジしましょう！				
鈴鹿市消防本部				

(裏)

<p style="text-align: center;">その他の講習、 応急手当については コチラ！！</p>	(2次元コード)	(イラスト)
		
<p>鈴鹿市中央消防署 救急グループ TEL</p>		

参加証の大きさは、縦54mm 横86mmとする。

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。